

高教第 2729 号
令和 2 年 2 月 28 日

市町村教育委員会教育長
各県立学校長 殿
教育事務所長

茨城県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

このことについては、別添写しのとおり、令和 2 年 2 月 28 日付け文分科初第 1585 号で文部科学事務次官から通知がありました。

つきましては、同通知 2 ページ以降の配慮事項を参照の上、下記の方針に従い、臨時休業できるよう準備願います。

記

1 市町村立学校に対する要請事項

- (1) 3 月 5 日（木）までを準備期間とし、3 月 6 日（金）以降は全小中学校、義務教育学校、特別支援学校で臨時休業とする。なお、準備が整い次第、3 月 5 日（木）以前であっても臨時休業を開始する。
- (2) 以下の点については、準備期間中に対応する。
 - ・中学校において学年末試験などを予定している場合は、5 日までに実施し、適切に評価ができるようにすること。
 - ・学童保育等、児童の預け先等の確認をし、預け先等が確保できない場合には、学校で預かる等の対応をすること。
- (3) 卒業式については、令和 2 年 2 月 26 日付け義教第 2733 号に従い、実施すること。
- (4) 修了式については、集会等を行わず通知表等の伝達のみにするなど、必要最小限にすること。
- (5) 臨時休業中の部活動等は実施しない。

2 県立中学校・高等学校・中等教育学校の方針

- (1) 原則として 3 月 2 日（月）から臨時休業とする。ただし、教材・教具の持ち帰り等の臨時休業中の家庭学習の準備に登校が必要な場合は、その日数を最小限とすること。
- (2) 高等学校入学者選抜については、予定通り実施する。
- (3) 卒業式については、令和 2 年 2 月 21 日付け事務連絡及び令和 2 年 2 月 27 日付け高教第 2718 号、特教第 987 号（通知したメールに記載されている指示事項を含む。）に従い、実施すること。
- (4) 修了式については、集会等を行わず通知表等の伝達のみにするなど、必要最小限にすること。

- (5) 臨時休業中の課外，部活動は実施しない。
- (6) 臨時休業中に生徒を登校させる場合は，マスク等の感染予防を指示するとともに，時差登校等に配慮すること。
- (7) 生徒及び保護者に対して，臨時休業期間中の連絡手段を明確に指示すること。
- (8) 保護者向け通知文書（ひな形）を別送しますので，適宜修正のうえ活用願います。

3 県立特別支援学校の方針

- (1) 令和2年3月2日（月）から春休みに入るまで臨時休業とする。
ただし，幼児児童生徒の個別の状況を考慮のうえ，学校の実情に応じて個別に対応すること（医療的ケアが必要である児童生徒等感染症のリスクが高い児童生徒を除く）。
- (2) 卒業式については，予定通り実施する。ただし，これまで通知した内容に十分留意し，最小限で実施すること。
- (3) 修了式は開催しない。なお，通知表等の配布については，各家庭へ確実に届けられるよう適切に対応すること。
- (4) 入学者選考については，予定とおり実施する。入学者選考実施における留意事項等については別途通知する。
- (5) 部活動については，春休みを含めて当面中止とする。
- (6) 臨時休業期間中は，定期的に各家庭へ連絡をし，幼児児童生徒の健康状態等を確認すること。
- (7) 保護者向け通知文書（ひな形）を別送しますので，適宜修正のうえ活用願います。

4 その他

今後，文部科学省より追加の通知がある場合は，速やかに通知しますので留意願います。